

退職金

・被共済者が退職したときは、**被共済者（従業員）本人に退職金を支給**します。

支給額は、加入期間に応じて摂津市パートタイマー等退職金共済条例で規定する金額です。

※退職金等はいかなる場合（懲戒免職の場合を含む）にも事業主にはお支払いできませんのでご注意ください。

・10年以上在会している被共済者が退職したときは、被共済者に「長期在会加給金」を加算して支給します。

・被共済者が死亡による退職の場合は、その遺族に遺族一時金を支給します。
この場合の遺族一時金額は、退職金額に10,000円を加算した金額です。

・共済契約が解約されたときは、被共済者に退職金と同額の解約手当金を支給します。

退職金支給表（一例）

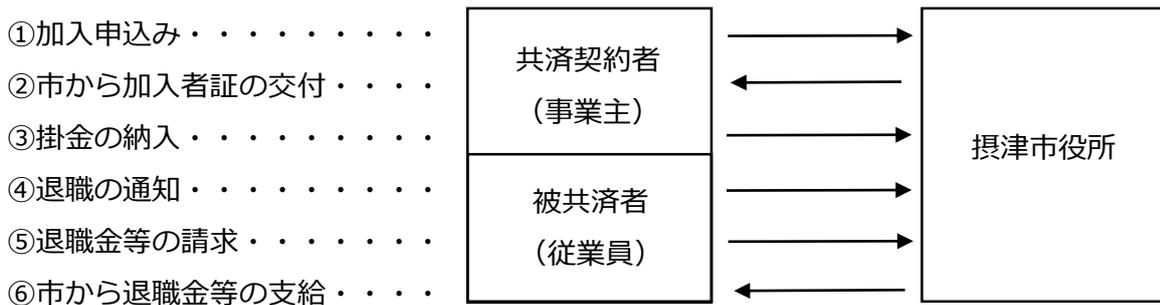
加入期間	給付額	加入期間	給付額
1年	24,100円	5年	122,900円
2年	48,400円	10年	252,200円
3年	73,000円	15年	388,200円
4年	97,900円	20年	531,100円

長期在会加給金給付表

加入期間	給付額
10年以上15年未満	10,000円
15年以上20年未満	15,000円
20年以上25年未満	20,000円
25年以上	25,000円

申込

当制度へ加入できる時期は、年4回（毎年5月、8月、11月、2月の各1日）です。
事業主は、加入させようとする従業員の同意を取り、加入月の前月10日までに、加入申込書を産業振興課に提出してください。
追加加入の場合も上記の時期に受け付けます。



問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

